

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1・同X2・同X3・同X4・同X5（併せて、以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

1 損害項目

（1）平成23年分

- ア 避難費用（交通費）
- イ 避難費用（建物賃貸借関連費用）
- ウ 避難費用（一時立入費用）
- エ 避難費用（面会交通費）
- オ 生活費増加費用（家財道具購入費用）
- カ 精神的損害
- キ 就労不能損害

（2）平成24年以降分

- ク 避難費用（一時立入費用）
- ケ 就労不能損害
- コ 避難雑費

2 期間

（1）平成23年分

- アについて 平成23年3月16日
- イについて 平成23年4月6日から同年8月31日まで
- ウについて 平成23年3月11日から同年10月31日まで
- エについて 平成23年12月
- オについて 平成23年3月16日から同年12月31日まで
- カについて 平成23年3月11日から同年12月31日まで
- キについて 平成23年10月から同年12月まで

（2）平成24年以降分

- クについて 平成24年1月から平成27年3月まで
- ケについて 平成24年1月から同年3月まで
- コについて 平成24年1月から平成27年3月まで

第2 和解金額

被申立人は、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金5,918,680円の支払義務があることを認める。

（内訳）

（1）平成23年分

- ア 避難費用（交通費）

8,800円

イ	避難費用（建物賃貸借関連費用）	392,200円
ウ	避難費用（一時立入費用）	408,732円
エ	避難費用（面会交通費）	9,852円
オ	生活費増加費用（家財道具購入費用）	150,000円
カ	精神的損害	680,000円
キ	就労不能損害	824,322円
（2）平成24年以降分		
ク	避難費用（一時立入費用）	280,452円
ケ	就労不能損害	824,322円
コ	避難雑費	2,340,000円

第3 既払金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項の和解金のうち金1,960,000円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目（第1項2記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年6月12日

（仲介委員 松田隆太郎）